

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	一〇三
訓令	福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	一〇三
告示	特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	一〇四
告示	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件	一〇四
	指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅した件	一〇四
	土地改良事業計画を変更することを認可した件	一〇五
	森林法により使用権の設定に関する申請の意見の聴取を行う件	一〇五
	保安林の指定を解除する件二件	一〇五
	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	一〇五
	車両制限令の規定により道路を指定する件	一〇六
	車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件	一〇六
	都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件	一〇六
	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十三件	一〇七
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件	一〇九
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	一一〇
	都市計画事業の認可の告示があった件三件	一一〇
	一般競争入札を行う件	一一二
	落札者を決定した件二件	一一三
	福島県人事委員会	一一三
規則	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	一一三

福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

**福島県規則第七号**  
福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則  
福島県障害者自立支援法施行細則（平成十八年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
**福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行**

### 細則

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。  
第九条第一項中「第一条第一号」を「第一条の二第二号」に、「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改め、同条第二項中「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

## 訓 令

### 福島県訓令第二号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第三号中「文化スポーツ局長」を「避難地域復興局長、文化スポーツ局長」に改める。

第十条第二項第十四号中「骨髓移植」の下に「若しくは末梢血幹細胞移植」を加え、「骨髓液」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞」に改め、同項第十九号及び第二十号中「風水震火災等」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同項第二十二号中「風水震火災等」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」に改める。

第二号様式（表面）並びに第五号様式（表面）及び（裏面）中「**（表）**」の次に「**（裏）**」

しへは木柵血幹細胞移植」を加え、「骨髄液」を「骨髄若しへは木柵血幹細胞」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県訓令第三号

本 庁 機 関  
出 先 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

令 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「農林事務所森林林業部林業課」を「農林事務所森林林業部」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(人 事 課)

告 示

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年三月十五日から同年七月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者

(変更前) 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

東北総合サービス株式会社  
代表取締役 新妻 博敏

(変更後) 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田 哲郎

変更した年月日

平成二十四年六月二十二日

届出年月日

平成二十五年二月二十八日

届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年三月十五日から同年七月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者

(変更前) 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

東北総合サービス株式会社

代表取締役 新妻 博敏

(変更後) 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田 哲郎

変更した年月日

平成二十四年六月二十二日

届出年月日

平成二十五年二月二十八日

届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十三条の二第一項の規定によ

り、指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件（平成二十一年福島県告示第百二十二号）本文の規定による同意に係る植田加入区における指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年三月二日限り消滅した。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平  
(水産課)

**福島県告示第百七十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、塩川西部土地改良区が塩川西部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十五年二月二十八日認可した。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

**福島県告示第百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五十条第一項の規定による使用権の設定に関する協議の認可の申請があったので、次のとおり同条第二項の意見の聴取を行う。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の聴取を行う事案の要旨

二 森林管理道整備事業大日向線（林道開設）に伴う使用権の設定

二 意見の聴取の期日及び時間並びに場所

1 期日及び時間

平成二十五年三月二十五日 午後一時三十分から午後四時まで

2 場所

東白川郡棚倉町大字関口字上志宝五十番地一

福島県棚倉合同庁舎二階第一会議室

(森林計画課)

**福島県告示第百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字長浜字上前山一七九一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

**福島県告示第百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町浜野字滝沢九六五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

**福島県告示第百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町塩江字背戸山甲七八六の一、甲七八七の三から甲七八七の七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

(森林保全課)

福島県告示第百七十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道原町川俣線	南相馬市原町区北長野字北原田三〇六番三地先から 同 市原町区信田沢字上信田一三番地先まで

二 指定する期日

平成二十五年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第百八十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道小名浜四倉線	いわき市小名浜字鳥居下八八番六地先から 同 市小名浜字松之中七八番一地先まで
県道小名浜小野線	いわき市小名浜相子島字石田四三番三地先から 同 市小名浜住吉字折返九番二地先まで

二 指定する期日

平成二十五年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線

名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

福島県告示第百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称 南相馬市

二 都市計画法事業の種類及び名称 原町都市計画道路事業 三・四・百四号 環状1号

三 事業認可の年月日 平成二十年四月一日

四 事業施行期間 平成二十年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称 郡山市

二 都市計画法事業の種類及び名称 郡中都市計画道路事業 三・四・百十一号 東部幹線

三 事業認可の年月日 平成十四年一月十一日  
 四 事業施行期間 平成十四年一月十一日から平成三十年三月三十一日まで  
 五 事業地 取用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし  
 (まちづくり推進課)

福島県告示第百八十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年一月二十三日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 藤澤 均 石川郡石川町字高 平成二五年四月一日から平成 佐 藤 雄 平  
 田一五〇番地の二 三〇年三月三十一日まで  
 (出納総務課)

福島県告示第百八十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年一月二十五日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 株式会社平和 河沼郡会津坂下町 平成二五年四月一日から平成 佐 藤 雄 平  
 総合企業 大字福原字長泥八 三〇年三月三十一日まで  
 番地 八番地の三  
 黒井産業株式会社 山形県山形市宮町 同 会津若松市神指町東  
 会社 二丁目一番九号 城戸二四七番地  
 株式会社平和 河沼郡会津坂下町 同 住所地に同じ  
 総合企業 大字福原字長泥八 番地  
 (出納総務課)

福島県告示第百八十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年一月三十日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県知事 佐 藤 雄 平  
 売りさばきの場所

齋藤 次男 郡山市亀田一丁目 平成二五年四月一日から平成 住所地に同じ  
 四五番二四号 三〇年三月三十一日まで  
 株式会社日和 郡山市日和田町字 同 郡山市日和田町字小  
 田中村屋 日和田七五番地 原一番地  
 (出納総務課)

福島県告示第百八十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月一日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 株式会社中央 郡山市大槻町字新 平成二五年四月一日から平成 佐 藤 雄 平  
 総合自動車学 池下一番地 三〇年三月三十一日まで  
 校  
 (出納総務課)

福島県告示第百八十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月七日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成二五年四月一日から平成 佐 藤 雄 平  
 組合 組合長 七五号 三〇年三月三十一日まで  
 一丁目三〇番地  
 鈴木 正晃  
 (出納総務課)

福島県告示第百八十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月十三日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 有限会社薄井 須賀川市影沼町九 平成二五年四月一日から平成 佐 藤 雄 平  
 商店 七番地 三〇年三月三十一日まで  
 松島 眞智子 田村郡三春町字八 同  
 幡町三九番地  
 (出納総務課)

福島県告示第百八十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月十四日次のとおり指定した。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

有限会社サカ 郡山市安積町荒井 平成二五年四月一日から平成 住所地に同じ

イ商店 字大夫場加二四番 三〇年三月三十一日まで

地一 (出納総務課)

福島県告示第百九十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月十五日次のとおり指定した。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

東北振興産業 宮城県仙台市宮城 平成二五年四月一日から平成 会津若松市米代二丁

株式会社 野区日の出町二丁 三〇年三月三十一日まで 目五番四一号

目一番二一号 耶麻郡猪苗代町字本

宗像 秀雄 耶麻郡猪苗代町字 町二五番地の一

株式会社山モ 大沼郡三島町大字 住所地に同じ

齋藤商店 宮下字居平五四番 同

地 (出納総務課)

福島県告示第百九十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月十八日次のとおり指定した。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

有限会社佐藤 郡山市富久山町久 平成二五年四月一日から平成 郡山市開成三丁目二

和司商店 保田字大原五七番 三〇年三月三十一日まで 五番二号

地一 (出納総務課)

地一 (出納総務課)

地一 (出納総務課)

(出納総務課)

福島県告示第百九十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月二十一日次のとおり指定した。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

有限会社高田 東白川郡棚倉町大 平成二五年四月一日から平成 住所地に同じ

油店 字棚倉字北町一五 三〇年三月三十一日まで 六番地の一

大高 徳司 東白川郡棚倉町大 同

字棚倉字古町六八 番地 同 (出納総務課)

番地 (出納総務課)

福島県告示第百九十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月二十二日次のとおり指定した。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

新常磐交通株 いわき市明治団地 平成二五年四月一日から平成 田字沢目一〇番地の

式会社 四番地の一 三〇年三月三十一日まで 一

いわき金属工 いわき市常磐下船 住所地に同じ

業協同組合 尾町杭出作二三番 同

の三三 同

いわき食品衛 同

生協会 会長 町四方木田一九一 同

越田和 俣充 同

有限会社石井 同

商事 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

福島県告示第百九十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月二十六日次のとおり指定した。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年二月二十六日次のとおり指定した。

平成二十五年三月十五日

同 同

同 同

(出納総務課)

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 会津みなみ農 南会津郡南会津町 平成二五年四月一日から平成 南会津郡南会津町福  
 業協同組合 田島字行司七六番 三〇年三月三十一日まで 渡三四二番地  
 有限会社福泉 南会津町下郷町大 同 住所地に同じ  
 堂浅井菓子舗 字豊成字林中六〇 七八番地  
 (出納総務課)

福島県告示第九十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年三月一日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 社団法人福島 福島市杉妻町二番 平成二五年四月一日から平成 住所地に同じ  
 県計量協会 一六号 三〇年三月三十一日まで  
 内池醸造株式 福島市瀬上町字西 同  
 会社 上新田一番七号 同  
 福島県木材協 福島市中町五番一 同  
 同組合連合会 八号 同  
 福島不動産事 福島市野田町六丁 同  
 業協同組合 目三番三号 同  
 財団法人福島 福島市三河南町一 同  
 県観光物産交 番二〇号 同  
 流協会 同  
 社団法人福島 同  
 県商工会館 同  
 高橋 進 福島市早稲町二番 同  
 二一号 同  
 有限会社くに 二本松市竹田一丁 同  
 おか 目五三番地 同  
 本宮地区交通 本宮市本宮字万世 同  
 安全協会 会 一七二番一 同  
 長 登 尚  
 武 (出納総務課)

公 告

公告第六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利  
 活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十五年三月十五日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十八日
- 二 名称 特定非営利活動法人蓮笑庵くらしの学校
- 三 代表者の氏名 渡邊 仁子
- 四 主たる事務所の所在地 福島県田村市船引町芦沢字霜田六十二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、先行きや将来展望が見えない不安感を抱えている福島県民に対して、  
 蓮笑庵のちの大学講座、スタディツアアの開催に関する事業を行い、福島から元氣  
 と希望を世界に発信していくことを目的とする。  
 (文化振興課)

公告第六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利  
 活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十五年三月十五日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年三月五日
- 二 名称 特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会
- 三 代表者の氏名 大矢 泰司
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市飯坂町茂庭字前原一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ホーリーバジル(トウルシーの森を創る運動)を全ての家庭、学校、  
 公園、風致地区に栽培をする運動をおこし、収穫し、加工をして、飲食方法等を指導、  
 教育し、国民が健康になり、国家医療費を激減されることを目指す。健康を維持し、  
 より健康になり、明るい社会を構築し日本国民に寄与することを目的とする。  
 (文化振興課)

公告第六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月六日

二 名称

特定非営利活動法人福島画像診断支援センター

代表者の氏名

森谷 浩史

主たる事務所の所在地

福島県福島市鎌田字中江三十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と地域で従事する医師に対して、遠隔医療用画像診断の支援やその活用に関する事業を行い、地域医療の質向上と地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月七日

二 名称

特定非営利活動法人木の葉

代表者の氏名

澤井 秋子

主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町片貝字根本屋向十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（精神・知的・身体）のみならず、悩みを抱える健常者を含め、現在社会に対応できない全ての人に対して、恵まれた南会津の自然環境の中、自然を学び地域の文化・産物に親しみ、各種事業を展開し、様々な体験を通して心の疎通をはかり、働く意欲をもつ人づくりを考え、共にこの地域で生きて行かれるように、地域の行政・教育機関・社会活動団体・他の特定非営利活動法人等と連携し、安心して

て学び、働き、生活できる社会環境づくりに寄与する事を目的とします。

（文化振興課）

公告第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画法の種別及び名称

相馬都市計画緑地事業四号塚浜防災緑地

施行者の名称

福島県

事務所の所在地

南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地  
福島県相双建設事務所

事業地の所在

収用の部分 新地町塚木崎字塚浜、字西田及び字塚南浜田並びに谷地小屋字中浜田及び字北畑地内  
使用の部分 新地町塚木崎字塚浜並びに谷地小屋字中浜田及び北畑地内

（まちづくり推進課）

公告第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称

いわき都市計画緑地事業一一号  
四倉防災緑地

施行者の名称

福島県

事務所の所在地

いわき市平字梅本一五番地  
福島県いわき建設事務所

事業地の所在

収用の部分 なし  
使用の部分 いわき市四倉町字東三丁目、字東二丁目、字東一丁目及び上仁井田字東山内並びに四倉町字東四丁目、字東三丁目、字東二丁目及び上仁井田字東山内  
地先

（まちづくり推進課）



公告第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき都市計画緑地事業第一号 岩間防災緑地	福島県	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	収用の部分 山ノ根及び川田地区の一部分 いわき市岩間町山ノ根及び川田並びに佐藤町大島地区

(あがてへん 舞臺)

公告第七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年 3月15日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務 予定数量 4,200,000部（年6回 1回当たり700,000部）
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成25年5月17日から平成26年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
  - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得していること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年4月10日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条件を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年3月27日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年4月25日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日24日（水）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加をする者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成25年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、物品購入に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing Newsletters with an estimated total of 4,200,000 copies (a total of 700,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand):1:30p.m.,25 April 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail):5:00p.m.,24 April 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuna-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第74号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 3 月15日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン 1,522台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 1 月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
65,362,290円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年12月7日

(入札用度課)

公告第75号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 3 月15日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン（F P W A N用） 150台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 1 月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
9,371,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年12月14日

(入札用度課)

福島県人事委員会

職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に改め、

同条第十七号中「骨髄移植に」を「骨髄移植若しくは末梢<sup>しよ</sup>血幹細胞移植に」に、「又は骨髄液」を「又は骨髄若しくは末梢血幹細胞」に、「の骨髄液」を「の骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に使用された改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十三条第九号に規定する特別休暇については、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十三条第九号に規定する特別休暇として使用されたものとみなす。

(総務審査課)